

令和3年2月9日

こんにちは 連絡係の稲垣です。緊急事態宣言が出て、国民が協力があったことで、毎日の感染者数が少しずつ落ち着いているようで、やっぱり国の発信って強いなあと感じます。実行再生産数が1.0を下回っていることも減少傾向に転じている。仮に岐阜県が解除されても、この状況が続きますように。市内の事業所の皆様後情報共有させてください。会員の皆様に転送のほどお願いいたします。
よろしく申し上げます。

いつも大変お世話になっております。

既にご周知の通りですが、退院基準について、再度お伝えさせていただきます。

【有症状者の場合】

①発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、退院可能とする。

②症状軽快後24時間経過した後、PCR検査または抗原定量検査で24時間以上間隔をあげ、2回の陰性を確認できれば、退院可能とする。

【無症状病原体保有者の場合】

①検体採取日から10日間経過した場合、退院可能とする。

②検体採取日から6日間経過後、PCR検査または抗原定量検査で24時間以上間隔をあげ、2回の陰性を確認できれば、退院可能とする。

「R2.12.25付 厚生労働省老健局通知」をPDFで添付させていただきます。
宜しくお願い致します。

東海中央病院 MSW 廣田

株式会社 五月商店 介護支援部
営業部長 稲垣 光晴

<https://www.satsuki-5.co.jp>

mitsuharu@satsuki-5.co.jp

〒509-0133 岐阜県各務原市鵜沼古市場町 2-56-3
